

犬を飼うためのルールとマナー

最近、役場に犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。自分たちだけではなく、まわりで生活している人のことも考え、犬にも地域にも住みやすい環境づくりに心がけましょう。



○ 最後まで飼い犬への“愛情”と飼い主としての“責任”を持ちましょう！

大切な“家族”です。ちゃんとしつけをするとともに、健康管理や飼養環境にも注意し、亡くなるまで愛情を持って飼いましょう。また、飼い主も“親”としての自覚と責任を持ちましょう。虐待や投棄、無責任な繁殖はしないでください！

○ いざという時のためにも所有者を明示しておきましょう！

迷子になったときや保護されたとき、なによりも災害が起きた時の備えとして、飼い主がすぐにわかるよう鑑札や狂犬病予防注射済票を首輪へ着けるとともに、首輪に飼い主の名前と電話番号をしっかりと書いておきましょう！



○ リードに必ずつなぎましょう！

人に危害を加えたり、交通事故に遭ったりする危険性が高くなるだけでなく、飼い主の目の届かないところで拾い食いをして「エキノコックス症」に感染する可能性もあります。

どんなに普段おとなしくて優しい犬でも、パニックに陥ってしまえば何をしてもおかしくはありません。放し飼いはせず、鎖などでつなぐか、オリの中で飼いましょう。また、散歩をする時も同じで、必ずリード（引き綱）をつけて散歩をしましょう。

犬の放し飼いは県条例で禁止されています（30万円以下の罰金です！）。

○ フンの後始末を必ずしましょう！

散歩時のフンの持ち帰りはもちろん、自宅の敷地内でのフンの後始末もきちんとしましょう。フンを代表とする不衛生の環境は、悪臭や虫がわくばかりでなく、いろいろな感染症を発生させる恐れがあります。ご近所への迷惑も考え、飼養環境は清潔に保ちましょう。

なお、散歩でのフンの放置は軽犯罪法違反（拘留または科料）です！

○ 犬の鳴き声に注意しましょう！

犬の吠え声に関する苦情は多いです。子犬の段階から無駄に吠えないようしつけることが大事ですが、一方で、なぜ吠えるのか？ 犬の気持ちを考えてあげることも大切です。近所に迷惑をかけないためにも、しつけと適切な飼育をしましょう。



お問い合わせ

飼い犬が人を咬んでしまったら、必ず保健所へ届け出てください！

猫などを飼う場合も、この「ルールとマナー」を参考にしてください！

下諏訪町役場 住民環境課生活環境係 電話27-1111（内線142）
長野県諏訪保健所 食品・生活衛生課 電話57-2929（直通）